# 入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 10 月 28 日

学校法人　産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事　　志村　幸久

１　競争入札に付する事項

(1) 件　　名　　外部医療機器の数値データ収集用モジュール（DSCAN）１式の購入

(2) 規 格 等　　仕様書による

(3) 納入期限　　令和９年３月 31 日

(4) 納入場所　　産業医科大学病院

２　入札参加資格

(1) 令和８・９年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。

(2) 本公告に示した仕様について、履行できることを証明した者であること。

３　入札手続き等

(1) 担当部課

〒807-8555　北九州市八幡西区医生ヶ丘１番１号

学校法人　産業医科大学　財務部契約課病院契約係

℡　093-691-7186（病院契約係直通）Fax 093-692-6651（財務部専用）

(2) 仕様書等の交付期間及び交付場所

① 交付期間　令和８年 10 月 28 日(水)から令和８年 11 月４日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時 00 分から 16 時 00 分まで

② 交付場所　上記３（１）に同じ

4　入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 入札書提出期限　　令和８年 11 月 11 日（水）16 時 00 分まで

(2) 入札書提出場所　　上記３（１）に同じ

(3) 入札書の提出方法　　直接提出すること。

(4) 入札の日時及び場所　　令和８年 11 月 12 日（木）11 時 30 分

産業医科大学 事務局本部１階　財務部会議室

5　その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 保証金　　入札保証金及び契約保証金は免除する。

(3) 入札の無効

① 本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札。

② 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札。

③ 入札に関する条件に違反した入札。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無　　無

(6) 契約書作成の要否　　要

(7) その他詳細は入札心得書による。

# 仕　様　書

１　機　器

日本光電　外部医療機器（GAIA）の数値データ収集用モジュール（DSCAN）機能追加

型式：DM-753M　　10台

型式：ZI-739M　　9式

その他工事および設置調整費　　1式

２　仕　様

DM-753M（DSCAN）について

（１）サーバ等を追加することなく、既存の生体情報管理システムGaiaサーバへの追加接続が可能であること。

（２）DSCANはHIS系ネットワークを利用し、Gaiaサーバへ数値情報を連携できること。

（３）DSCAN1台で最大6機種の医療機器と接続が可能であること。

（４）医療機器の更新があった際には、既存DSCANの既存ポートへの設定変更により新医療機器と接続することが可能であること。

ZI-739M（外部機器取り込みプログラム）について

（１）外部機器取り込みプログラムは機械の台数ではなく、機種により製品カウントすること。

（２）本件では、施設既存機器のPB980・ServoU・HAMILTON-C6・NKV330・HCS-CFP・HemoSphere・ACH-Σ・DBB-100NX・CARDIOSAVEと接続すること。

（３）医療機器データは数値情報としてGaiaシステムに取り込むことが可能であること。

（４）Gaiaシステムへ取り込んだ数値情報は院内情報システム（CIS）経過表へデータ連携ができる機能を有していること。

工事について

（1）本装置用のネットワーク工事を含むこと

３　管理部署（設置場所）

救急・集中治療科(ICU)

４　納入条件

⑴ 納入業務の実施にあたっては、設置する部署の職員と十分協議・調整を行い、設置・使用する部署の職員が必要と認めた指示事項については、その指示に従うこと。

⑵ 機器操作に関する教育訓練を実施すること。

⑶ 迅速な修理等、安定稼動に対応できる体制をとること。

５　納入希望期限

2027年3月31日まで

６　対象機器（社名：機器名称）

日本光電工業㈱:GAIA医療機器数値取込　DSCAN機能追加

型式：DM-753M　　10台

型式：ZI-739M　　9式

その他工事および設置調整費　　1式

# 入 札 心 得 書

学校法人 産業医科大学
契約担当役

1 一般競争入札参加者の資格
令和８・９年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者のうち、入札対象物品における仕様について、履行できることを証明した者であること。

2 一般競争入札に付する事項
(1) 件　　名：外部医療機器の数値データ収集用モジュール（DSCAN）１式の購入
(2) 規 格 等：仕様書のとおり
(3) 納入期限：令和９年３月 31 日
(4) 納入場所：産業医科大学病院

3 履行できることの証明等
メーカー代理店証明書等により、仕様を履行できることを事前に証明すること。
＊証明書等提出期限：令和８年 11 月 11 日（水）16 時 00 分まで

4 入札書提出及び開札
(1) 入札書提出期限：令和８年 11 月 11 日（水）16 時 00 分まで
(2) 入札日時　　：令和８年 11 月 12 日（木）11 時 30 分
(3) 入札場所　　：産業医科大学　事務局本部１階　財務部会議室
＊入札場所等を変更する場合は、当日掲示連絡を行う。
＊入札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。
(4) その他
① 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
② 本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、１回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。
ただし、２回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めないものとする。

5 入札書等の作成及び提出方法
(1) 入札書
① 入札書の様式は、別添のとおりとする。
② 入札書には、入札金額、件名、作成年月日、会社名及び入札者名を記入し、押印すること。
③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
④ 一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。
⑤ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
(2) 委任状及び使用印鑑証明書
① 委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。
② 代理人による入札の場合は、必ず提出すること。
③ 入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。

④ 入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること。
⑤ 使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。

(3) 見積書
① 見積書の様式は、別添のとおりとする。
② 見積書は、落札者がない場合の随意契約の際に使用する。

6 入札の無効
(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
(2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
(3) 記名、押印のない入札。
(4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札。
(5) その他の事項について訂正印のない入札。
(6) 数回反復する入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札。
(7) 明らかに談合によると認められる入札。

7 納入業者及び落札価格の決定
(1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同額入札をした者が２人以上あるときは、大学は、抽選により落札者を決定する。
(3) 入札の結果、予定価格に達した者がないときは、直ちに再入札に付する。
(4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がないときは、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。
(5) 随意契約によるときは、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適宜に他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。

8 契約書及び契約事項
(1) 契約書は、別添のものとする。
(2) 入札参加者は、別添契約書を熟読の上、入札しなければならない。
(3) 入札後、契約書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
(4) 納入期限は、２の（３）のとおりとする。

9 入札保証金、契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納入は、免除する。

10 その他
(1) 本入札のため、当大学から配付した仕様書及び契約書等は、すべて入札終了後、破棄すること。
(2) 本案件は入札説明会を行わないので、内容等について不明な点は、照会先まで問い合わせること。
(3) 本入札に関しての照会先： 財務部契約課　病院契約係
TEL： 093-691-7186（病院契約係直通）・ FAX： 093-692-6651（財務部専用）

# 入札書提出時及び入札当日持参する書類一覧

**入札書提出時**

**○　入札書、委任状及び使用印鑑証明書**（日付は提出日）

※指定された期日までに提出すること。

**入札書をいれる封筒記載方法**

入札書

件　名　○○○○○○○○○

学校法人産業医科大学

契約担当役　常務理事　志村　幸久　殿

会社名　○○○○○○○

令和○年○月○日

割印

**入札当日**

**○　入　札　書**
・枚数は、２枚用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

**○　見　積　書（入札不調の際に使用）**
・枚数は、３枚用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

＊注意事項：入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。

**○　入札に来られる方の印鑑及び名刺**

補足注意事項：配付した仕様書、書類等は、入札終了後破棄してください。

入札及び書類等に関してご不明な点がありましたら、事前に
事務担当（契約課　TEL093-691-7186）までご連絡ください。

# 入　札　書

￥

件　　名　外部医療機器の数値データ収集用モジュール（DSCAN）1式の購入

契約書及び入札心得書を承諾のうえ、入札いたします。

令和　年　月　日

代　表　者
住　　所
名　　称
職　氏　名　　印

代　理　人
住　　所
名　　称
職　氏　名　　印

学校法人　産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事　　志 村　幸 久　　殿

# 見　積　書

￥

件　　名　外部医療機器の数値データ収集用モジュール（DSCAN）1式の購入

契約書及び入札心得書を承諾のうえ、見積いたします。

令和　年　月　日

代　表　者

住　　所

名　　称

職　氏　名　　印

代　理　人

住　　所

名　　称

職　氏　名　　印

学校法人　産業医科大学

契約担当役

常 務 理 事　　志 村　幸 久　　殿

# 委任状及び使用印鑑証明書

私は、　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「外部医療機器の数値データ収集用モジュール（DSCAN）1式の購入」 に係る入札及び見積に関すること。

なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使 用 印

令和　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

職　　氏　　名　　印

学校法人　産業医科大学

契約担当役

常 務 理 事　　志 村　幸 久　　殿

# 物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示　外部医療機器の数値データ収集用モジュール（DSCAN）
１式

代 金 額　　金　　円也
（消費税相当分　　円を含む。）

発 注 者　学校法人 産業医科大学 と
供 給 者　　との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で供給契約を結ぶものとする。

第１条　供給者は、発注者に対し物品の供給をするものとする。
第２条　物品は、産業医科大学病院に納入するものとする。
第３条　物品の納入期限は、令和９年３月 31 日とする。
第４条　納品書（給付完了の通知）は、産業医科大学契約課に送付するものとする。
第５条　代金は、１回に支払うものとする。
第６条　代金の請求書は、産業医科大学契約課に送付するものとする。
第７条　この物品について、供給者が引渡しを完了したのち、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発注者が発見したときは、その事実を知ったときから１年以内にその旨を供給者に通知するものとし、供給者は、ただちに物品または物品の部品を取り替えるものとする。
この取り替えに要した費用はすべて供給者の負担とする。
第８条　契約保証金は、免除する。ただし、物品の供給が不能またはいちじるしく遅延するおそれがあるときは、発注者は、契約を解除することができるものとする。この場合において供給者は、契約額の 10 分の１に相当する違約金を発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
第９条　この契約について必要な細目は、別記の物品供給契約基準によるほか、検査の円滑を図るため、供給者は発注者の行う検査に協力するものとする。
第１０条　この契約について発注者、供給者間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。
第１１条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、供給者間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、発注者及び供給者は、次に記名し押印するものとする。
この契約書は、２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

令和　年　　月　　日

発注者　　北九州市八幡西区医生ヶ丘１番１号
学校法人　産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事　　志村　幸久

供給者

# 物品供給契約基準

この基準は、物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

**（総　則）**

第１　発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、この契約を履行しなければならない。

**（供給者の請求による納入期限の延期）**

第２　供給者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により納入期限に供給契約の目的である物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。

　この場合における延長日数は、発注者供給者間において協議して書面により定めなければならない。

**（発注者の請求による納入期限の短縮又は延長）**

第３　発注者は、正当な理由により、納入期限の短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して書面により納入期限の短縮又は延長を求めることができる。

　この場合における短縮又は延長日数は、発注者供給者間において協議して書面により定めなければならない。

**（検　査）**

第４　供給者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定められた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。

３　供給者は、前項の検査に合格しなかったときは、直ちにこれを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、前項による検査を受けなければならない。

**（売買代金の支払）**

第５　供給者は、第４第２項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をすることができる。

２　発注者は、前項の規定による適法な支払請求書を受けたときは、請求書を受理した日の翌月末日までに売買代金を支払わなければならない。

**（契約不適合）**

第６　契約の目的物が本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に、目的物の取り替え若しくは契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をする

ことなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
(1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

**（履行遅滞の場合における損害金等）**

第７　供給者の責に帰するべき理由により納入期限内に納入を完了することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みがあり、かつ、遅延しても契約の目的が達成できるときは、発注者は、供給者から損害金を徴収して納期期限を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、売買代金額からすでに納入した部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき理由により第５第２項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

**（発注者の契約解除）**

第８　発注者は、供給者が次の各号の１に該当するときは、契約を解除することができる。
(1) 供給者の責に帰すべき理由により、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みがないと認められるとき。
(2) 正当な理由がないのに、納入期限が過ぎても納入しないとき。
(3) 前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
(4) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）または供給者の使用人について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、契約を継続することが適当でないと認められるとき。
(5) 第１０の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合には、供給者は、売買代金の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第９　発注者は、物品が完納されない間は、第８第１項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、物品の納入された部分について検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により契約を解除した場合において、これにより供給者に

損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者供給者間において協議して定める。

**（供給者の契約解除）**

第10　　供給者は、次の各号の１に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 発注者が契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったとき。

(2) 天災その他避けることができない理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

２　第９第２項及び第３項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

**（発注者の損害賠償請求等）**

第11　　発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（紛争解決に要した弁護士費用及び人件費並びに逸失利益を含む。）の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

**（賠償金等の徴収）**

第12　　供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないとき

は、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

**（補　足）**

第 13　この契約基準に定めない事項は、別に発注者・供給者間において協議して定めるものを除き、民法その他の法令の規定するところによる。